

北海道教育委員会教育長告示第87号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和6年7月25日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

(教育委員会所管分の11)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘 要
<p>教育支援体制整備事業</p> <p>公立幼稚園、幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園における日々の教育実践に関する記録の保存、指導案や指導要録の作成、教職員間での円滑な共有や保護者等への円滑な情報発信を図るためのシステム導入や端末の購入等による幼児教育の質の向上を図るための体制を整備するため必要な経費について予算の範囲内で補助する。</p>	市町村	<p>指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備に係る工事費、通信費等。</p> <p>また、資料の電子化を行うために必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費等。</p>	<p>(1) 交付基準額</p> <p>① 6学級以下の施設 1 施設あたり100万円</p> <p>② 7学級以上の施設 1 施設あたり150万円</p> <p>(2) 負担割合 2分の1以内</p>	<p>教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 北海道教育庁学校教育局義務教育課 幼児教育推進センター</p>	<p>教育長</p>	<p>(1) 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p> <p>(2) 書類は、公立幼稚園及び幼稚園型認定こども園においては、補助対象者を所管する教育局長を経由し、幼保連携型認定こども園においては、補助対象者から直接提出すること。</p>